随意契約理由書

改修工事名：大阪府こころの健康総合センター中央監視設備改修工事

大阪府こころの健康総合センターの中央監視装置は建物の各種設備（電気・空調・防災・建築設備・給水、排水設備）の状態の監視はもちろん設備の不具合時等運転制御の統括管理を一括して行っています。

なお、本装置については、平成６年のセンター運用開始に設置されたもので、運用開始より 32 年が経過しており、機器の更新を早期に実施しないと、突然の機器停止が起き、業務に多大な支障を及ぼすことになります。

本装置の改修については、現システムの集積回路やプログラムソフト等、各種機器の設置状況を含め建物設置状況等を充分に熟知している者でないと実施できない状況です。

東テク株式会社大阪支店は、本装置の設置を運用開始時に携わるとともに、毎年２回の保守点検業務を誠実に行うとともに、点検以外の急な不具合等にも迅速に対応頂いております。

以上のことから、特定の者でなければ履行できないものとして、財務規則運用第 62 条関係２項第１号により比較見積書の徴取を省略するものであります。

また、東テク株式会社大阪支店から今回の改修に係る見積書を徴取したところ、予算の範囲内であり価格も適正であると判断されるので、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号により同社と随意契約するものであります。